



国民年金保険料免除・納付猶予継続申請者の配偶者状況変更届

この届書は、国民年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も全額免除または納付猶予の申請を希望する申出をされた方が、次のいずれかの状況となったときに提出していただくものです。

1. 婚姻により配偶者を有するに至ったとき
2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなったとき

日本年金機構理事長 あて 令和 年 月 日

国民年金保険料全額免除・納付猶予の継続申請者であり、配偶者の状況に変更がありましたので、以下のとおり届け出ます。

また、変更の事実について、届書の記載内容と相違ないことを申し立てします。

住所：

被保険者氏名：

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)		② 生年月日	5. 昭和 7. 平成						
	③ 氏名	(フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	—	—				
B. 届出内容	⑤ 配偶者状況 変更理由	1. 婚姻により配偶者を有するに至った 2. 離婚・死亡により配偶者を有しなくなった	⑥ 配偶者状況 変更年月日	9. 令和						
	⑦ 配偶者氏名	(フリガナ)	⑧ 配偶者 生年月日	5. 昭和 7. 平成						
	⑨ 配偶者 個人番号	※ 配偶者が別世帯である場合は、個人番号を記入してください。	⑩ 個人番号 非保有理由	1. 海外在住 2. 短期在留外国人 3. その他 ()						
	⑪ 備考									

※ ①～⑧欄は必ず記入してください。

※ 配偶者が別世帯である場合は、⑨欄に個人番号を記入してください。また、配偶者の個人番号が指定されていない場合は、⑩欄の該当する番号を○で囲んでください。

※ 「配偶者」とは婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

※ 記入方法の詳細を裏面に記載していますので、裏面を確認の上記入してください。

記入方法

○①～⑧の項目は、必ず記入してください。

- ①個人番号または基礎年金番号 : 個人番号カード、通知カードに記載されている個人番号（12桁）を記入してください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書または年金手帳等に記載されている基礎年金番号（10桁）を左詰めで記入してください。
- ②生年月日 : 元号は該当する番号を○で囲み、生年月日を記入してください。
- ③氏名 : 住民票に登録されている氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
- ④電話番号 : 電話番号の種別の該当する番号を○で囲み、電話番号を記入してください。
- ⑤配偶者状況変更理由 : 婚姻により、配偶者を有するに至った場合は「1」を○で囲んでください。配偶者と離婚した、配偶者が亡くなったことにより、配偶者を有しなくなった場合は「2」を○で囲んでください。
なお、「2」を○で囲んだ場合は⑨の記入は不要です。
- ⑥配偶者状況変更年月日 : ⑤の理由により、配偶者の状況に変更があった年月日を記入してください。
- ⑦配偶者氏名 : 住民票に登録されている配偶者の氏名を記入し、フリガナはカタカナで正確に記入してください。
※離婚により配偶者を有しなくなったことによる届出を行う場合は、復姓前の氏名を記入してください。
- ⑧配偶者生年月日 : 元号は該当する番号を○で囲み、配偶者の生年月日を記入してください。

○配偶者を有するに至った場合で、配偶者が別世帯であるときは、⑨または⑩の項目を記入してください。

- ⑨配偶者個人番号 : 個人番号カード、通知カードに記載されている配偶者の個人番号（12桁）を記入してください。
- ⑩個人番号非保有理由 : 配偶者の個人番号が指定されていない場合は、該当する番号を○で囲んでください。「3. その他」を選択した場合は、詳細を記入してください。

添付書類

○マイナンバー（個人番号）で届出を行う際の添付書類について

申請者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちで無い場合は、以下の①および②を提示してください。

①マイナンバーが確認できる書類 : 個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類 : 運転免許証、パスポート、在留カードなど

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

○基礎年金番号で届出を行う際の添付書類について

①欄に基礎年金番号を記入して届書を提出する場合は、被保険者の基礎年金番号通知書または年金手帳（氏名の記載ページ）について、写しの添付または原本の提示をしてください。

<留意事項>

審査対象者である配偶者の登録（削除）がない場合、適正な審査を行うことができず、事実と異なる審査結果となる恐れがありますので、事実発生日から14日以内に届書の提出を行ってください。